

新	旧
<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 男鹿市「日本海&八郎湖」水環境再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 男鹿市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 男鹿市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 男鹿市は、平成 17 年 3 月 22 日に隣接する旧男鹿市(以下、「男鹿地区」という。)と旧若美町(以下、「若美地区」と言う。)が合併して新市として誕生した。本計画は男鹿市の全域を対象として立案する。 本市の人口は 36,258 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 240.80 平方キロメートルで、日本海に大きく突き出した男鹿半島を市域とし、うち若美地区は人口 7,268 人、面積 42.65 平方キロメートルで、男鹿半島の付け根に位置し、東は八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖、西は日本海の砂丘地帯と水域に囲まれた地勢となっている。 地域の主な産業は農・漁業であり、10 年ほど前からは海浜地区において、夕日温泉 WAO や宮沢海水浴場を中心とした<u>観光事業を展開しているもの</u>、近年はその誘客数も減少傾向にある。 さらには、八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖は、閉鎖性水域として秋田県内でも最も水質汚染が進んだ<u>水域の一つであり</u>、特に、若美地区は八郎湖の最奥部に位置していることから水質汚染が顕著なものとなっている。また、海浜部の海水浴場周辺においても、隣接する若美漁港の港内水質の悪化や周辺施設の未水洗化等により</p>	<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1. 地域再生計画の名称 男鹿市「日本海&八郎湖」水環境再生計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 男鹿市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 男鹿市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 男鹿市は、平成 17 年 3 月 22 日に隣接する旧男鹿市(以下、「男鹿地区」という。)と旧若美町(以下、「若美地区」と言う。)が合併して新市として誕生した。本計画は男鹿市の全域を対象として立案する。 本市の人口は 36,258 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 240.80 平方キロメートルで、日本海に大きく突き出した男鹿半島を市域とし、うち若美地区は人口 7,268 人、面積 42.65 平方キロメートルで、男鹿半島の付け根に位置し、東は八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖、西は日本海の砂丘地帯と水域に囲まれた地勢となっている。 地域の主な産業は農・漁業であり、10 年ほど前からは海浜地区において、夕日温泉 WAO や宮沢海水浴場を中心とした<u>観光事業も進められているもの</u>、近年はその誘客数も減少傾向にある。 さらには、八郎潟干拓事業の残存湖である八郎湖は、閉鎖性水域として秋田県内でも最も水質汚染が進んだ<u>水域として数えられ</u>、特に、若美地区は八郎湖の最奥部に位置していることから水質汚染が顕著なものとなっている。また、海浜部の海水浴場周辺においても隣接する若美漁港の港内水質の悪化や周辺施設の未水洗化等により</p>

新	旧
<p>、観光客に対して好ましいイメージを創出できない状況となっている。</p> <p>このため、男鹿地区では昭和 53 年より公共下水道事業に、平成 6 年より農業集落排水事業に、平成 10 年より漁業集落排水事業に、平成 5 年より合併浄化槽設置事業に、また若美地区では昭和 63 年より公共下水道事業に、平成 9 年より合併浄化槽設置事業に、平成 13 年より漁業集落排水事業に着手し、生活環境の向上と公共用水域の水質汚染の防止に努めてきた。<u>しかし</u>、平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は 14%と、<u>まだまだ低い状況にある</u>。特に、若美漁港及び宮沢海水浴場周辺のほぼ全域と八郎湖周辺の一部地域では、汚水処理施設が未整備のままであり、今後もより<u>一層</u>汚水処理施設の整備を進める必要がある。</p> <p>この汚水処理施設の整備により、地域住民の<u>さらなる</u>生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生し、併せて海浜部の観光産業の再生を目指す。</p> <p>(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 汚水処理施設人口普及率を 14%(H15 実績)から 21%に向上</p> <p>(目標 2) 周辺の環境整備と併せ観光客数の増大を目指す 若美地区の入れ込み客数を 208,000 人(H15 実績)から 222,000 人に増大</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設を整備し、地域住民のさらなる生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生する。</p> <p>なお、公共下水道については、昭和 63 年 7 月 12 日に事業認可を受け事業に着手し、最近では平成 14 年 6 月 18 日に変更認可を受けている。</p>	<p>、観光客に対して好ましいイメージを創出できない状況となっている。</p> <p>このため、男鹿地区では昭和 53 年より公共下水道事業に、平成 6 年より農業集落排水事業に、平成 10 年より漁業集落排水事業に、平成 5 年より合併浄化槽設置事業に、また若美地区では昭和 63 年より公共下水道事業に、平成 9 年より合併浄化槽設置事業に、平成 13 年より漁業集落排水事業に着手し、生活環境の向上と公共用水域の水質汚染の防止に努めてきたが、<u>その結果</u>平成 15 年度末の汚水処理人口普及率は 14%と<u>まだまだ低い状況にある</u>。<u>しかし</u>、若美漁港及び宮沢海水浴場周辺のほぼ全域と八郎湖周辺の一部地域では、汚水処理施設が未整備のままであり、今後もより<u>いっそう</u>汚水処理施設の整備を進める必要がある。</p> <p>この汚水処理施設の整備により、地域住民の<u>更なる</u>生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生し、併せて海浜部の観光産業の再生を目指す。</p> <p>(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 汚水処理施設人口普及率を 14%(H15 実績)から 21%に向上</p> <p>(目標 2) 周辺の環境整備と併せ観光客数の増大を目指す 若美地区の入れ込み客数を 208,000 人(H15 実績)から 222,000 人に増大</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>汚水処理施設を整備し、地域住民のさらなる生活環境の向上と日本海及び八郎湖の水環境を再生する。</p> <p>なお、公共下水道については、昭和 63 年 7 月 12 日に事業認可を受け事業に着手し、最近では平成 14 年 6 月 18 日に変更認可を受けている。</p>

新	旧
<p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 污水处理施設整備交付金を活用する事業 整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも男鹿市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽(個人設置型) <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 道村、松木沢、<u>本内</u>、野石地区 ・漁業集落排水施設 宮沢、釜谷地地区 ・合併浄化槽(個人設置型) 男鹿市全域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の区域を除く) <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 平成17年度～平成21年度 ・漁業集落排水施設 平成17年度～平成21年度 ・合併浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度 <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\phi 75 \sim \phi 250$ L=<u>4,800</u>m マンホールポンプ 2基 <u>単独事業</u> $\phi 150$ L=<u>1,000</u>m ・漁業集落排水施設 $\phi 75 \sim \phi 150$ L=<u>3,800</u>m マンホールポンプ <u>8</u>基 <u>単独事業</u> $\phi 150$ L=<u>300</u>m ・合併浄化槽(個人設置型) <u>110</u>基 (17年度14基) (18～21年度各24基) 	<p>5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 污水处理施設整備交付金を活用する事業 整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。</p> <p>[事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも男鹿市 <p>[施設の種類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽(個人設置型) <p>[事業区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 道村、松木沢、野石地区 ・漁業集落排水施設 宮沢、釜谷地地区 ・合併浄化槽(個人設置型) 男鹿市全域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の区域を除く) <p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 平成17年度～平成21年度 ・漁業集落排水施設 平成17年度～平成21年度 ・合併浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度 <p>[整備量]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道 $\phi 75 \sim \phi 250$ L=<u>6,600</u>m マンホールポンプ 2基 ・漁業集落排水施設 $\phi 75 \sim \phi 150$ L=<u>3,510</u>m マンホールポンプ 6基 ・合併浄化槽(個人設置型) <u>5</u>人槽 <u>32</u>基 (17年度4基、18～21年度各7基) <u>6～7</u>人槽 <u>74</u>基 (17年度10基、18～21年度各16基)

新	旧
<p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。</p> <p>公共下水道 道村、松木沢、<u>本内</u>、野石地区 670人</p> <p>漁業集落排水施設 宮沢、釜谷地地区 976人</p> <p>合併浄化槽(個人設置型) 男鹿市全域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の区域を除く)578人</p> <p>[事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>530,000</u> 千円 (うち、交付金 <u>265,000</u> 千円) 単独事業費 100,000 千円 ・ 漁業集落排水施設 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>400,000</u> 千円 (うち、交付金 <u>200,000</u> 千円) 単独事業費 <u>40,000</u> 千円 ・ 合併浄化槽(個人設置型) <ul style="list-style-type: none"> 事業費 46,632 千円 (うち、交付金 15,544 千円) ・ 合 計 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>976,632</u> 千円 (うち、交付金 <u>480,544</u> 千円) 単独事業費 <u>140,000</u> 千円 <p>5-3 その他の事業</p> <p>これまでも年 2 回実施している市民参加による八郎湖周辺のクリーンアップを今後も継続し、併せて男鹿市廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡回を実施し、海岸及び八郎湖湖岸へのゴミの不法投棄の監視を強化する。</p> <p>6.計画期間 平成 17 年度～平成 21 年度</p>	<p>8～10人槽 4基 (18～21年度各1基)</p> <p>なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。</p> <p>公共下水道 道村、松木沢、野石地区 <u>780</u>人</p> <p>漁業集落排水施設 宮沢、釜谷地地区 976人</p> <p>合併浄化槽(個人設置型) 男鹿市全域(公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水の区域を除く)578人</p> <p>[事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>700,000</u> 千円 (うち、交付金 <u>350,000</u> 千円) 単独事業費 100,000 千円 ・ 漁業集落排水施設 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>421,000</u> 千円 (うち、交付金 <u>210,500</u> 千円) 単独事業費 <u>136,330</u> 千円 ・ 合併浄化槽(個人設置型) <ul style="list-style-type: none"> 事業費 46,632 千円 (うち、交付金 15,544 千円) ・ 合 計 <ul style="list-style-type: none"> 事業費 <u>1,167,632</u> 千円 (うち、交付金 <u>576,044</u> 千円) 単独事業費 <u>236,330</u> 千円 <p>5-3 その他の事業</p> <p>これまでも年 2 回実施している市民参加による八郎湖周辺のクリーンアップを今後も継続し、併せて男鹿市廃棄物不法投棄監視員による定期的な巡回を実施し、海岸及び八郎湖湖岸へのゴミの不法投棄の監視を強化する。</p> <p>6.計画期間 平成 17 年度～平成 21 年度</p>

新	旧
<p>7.目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了時に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し、公表する。</p> <p>8.地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>	<p>7. 目標達成状況に係る評価に関する事項 計画終了時に、4 に示す数値目標に照らし状況を調査・評価し、公表する。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし</p>